東京都市大学　柏門技術士会　会則
［２０２０年６月２７日施行］

第１章 総 則

（名称）
第１条 本会は、東京都市大学柏門技術士会と称する。

（目的）
第２条 本会は、東京都市大学並びにその前身校（以下「本学」という。）の卒業生若しくは在学生のうち、会則第５条で規定される会員が、会員相互の交流、研鑽に併せて本学の教育、研究への協力、支援、発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

（活動）
第３条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
(1) 技術士継続研鑽（ＣＰＤ）に関する講演会、見学会、研究会の開催
(2) 本学の学生、大学院生及び卒業生への技術士第一次試験又は第二次試験の受験並びに資格登録に関する支援
(3) 修習技術者への資格登録及び技術士第二次試験受験に関する支援
(4) 本学の教育・研究の場において、実務経験に基づく教育・研究への協力及び支援
(5) 本学の産官学連携や生涯学習への支援
(6) 公益社団法人日本技術士会が行う事業への協力及び支援
(7) その他、本会の目的を達成する為に必要な活動

（事務局）
第４条 本会は、事務局を本学世田谷キャンパスに置く。

第２章 会 員

（会員）
第５条 本会は、次の会員で構成される。
(1) 個人会員 本学の卒業生若しくは在学生で、技術士、技術士補、修習技術者のいずれかの資格を有する者及び理事会が承認した者で、本会の目的に賛同して入会した者
(2) 賛助会員 本会の目的に協賛し、理事会が承認した者又は企業及び団体
(3) 特別会員 本会の活動に貢献し、理事会が承認した者

（入会）
第６条 別途、細則に定める規定によるものとする。

（会費）
第７条 別途、細則に定める規定によるものとする。

（資格の喪失）
第８条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。
　⑴ 退会の届出
　⑵ 死亡
　⑶ 除名

（退会）
第９条 別途、細則に定める規定によるものとする。

（除名）
第１０条 別途、細則に定める規定によるものとする。

（会員名簿）
第１１条 本会は会員名簿を備える。
２ 入会申込書に基づき、会員として会員名簿に記載する。
３ 除名により会員の資格を失った者があるときは、これを会員名簿から抹消する。

第3章 役 員

（役員）
第１２条 本会に次の役員を置く。
　⑴ 会 長 １ 名
　⑵ 副 会 長 若干名
　⑶ 事務局長 １ 名
　⑷ 理 事 １５名以内
　⑸ 監 事 ２ 名
２ 役員は、本会の会員でなければならない。
３ 会長、副会長、事務局長は、理事から選出する。
４ 監事は、専任とし、理事との兼務は出来ないものとする。
５ 理事より任期の途中に退任の申し出があり、会長が正当な理由と判断した場合は、退任を受理し、次期総会にて報告する。

（選任）
第１３条 理事及び監事は、総会において、立候補者並びに被推薦者の中から選出する。
２ 会長は、理事の互選により選出する。
３ 副会長、事務局長は、会長の指名により選出する。
４ 役員に欠員が生じたときの補充は、理事会において決定し、会長はその結果を次期総会に報告しなければならない。

（職務）
第１４条 会長は、本会を代表し、会務を総括すると共に、総会、理事会の議長を務める。
２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
３ 事務局長は、本会の事務局の活動を統括する。
４ 理事は、理事会を組織し、この会則に定めるところにより職務を執行する。
５ 監事は、本会の経理状況を監査して会計監査報告書を作成し、次期総会に報告する。
６ 監事は、理事の職務の執行状況を監査して監査報告を作成し、次期総会に報告する。
７ 監事は、総会、理事会等に出席して、意見を述べることができる。

（任期）
第１５条 役員の任期は２年間とする。ただし、次期総会までは継続して職務を遂行するものとする。また、再任を妨げない。
２ 欠員の補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（最高顧問、顧問）
第１６条 本会に、最高顧問、顧問を置くことができる。
２ 最高顧問及び顧問は、本会の活動に賛同し、本会の発展・拡大に協力する個人とする。
３ 最高顧問及び顧問は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱し、事務局は委嘱状を発行する。
４ 最高顧問及び顧問は、本会の活動に関する重要事項について、会長の諮問に応じる。
５ 最高顧問及び顧問は、総会、理事会等に出席して、意見を述べることができる。

（報酬）
第１７条 役員、最高顧問及び顧問は、無報酬とする。

第4章 会 議

（種類）
第１８条 本会の会議は、総会及び理事会とする。
２ 総会は、会員をもって構成する。
３ 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
４ 通常総会は、年１回の開催とする。
５ 臨時総会は、理事会において必要と認めたときに開催する。
６ 理事会は、理事をもって構成し、毎月１回の開催を原則とするほか、必要に応じて随時招集できる。

（招集）
第１９条 会議は、会長が招集する。

（議事）
第２０条 総会においては、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。
(1) 活動報告及び決算の承認に関する事項
(2) 活動計画及び予算の決定に関する事項
(3) その他、総会における決議が必要と認められた事項
２．理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。
(1) 臨時総会に提案する諸事項
(2) 本会運営に関する事項
(3) 通常総会の議案検討及び作成に関する事項
(4) 細則に定める委員会等の活動への支援及び調整に関する事項
(5) その他、会長が必要と認めた事項

（会議の成立）
第２１条 総会は、前年度の年会費納入済みの個人会員の２分の１以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
２ 理事会は、理事の２分の１以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

（決議）
第２２条 総会及び理事会の決議は、前条の出席者（委任状を含む。）の過半数をもって決する。

（委員会等）
第２３条 本会の目的を達成するために必要であると認めたときは、理事会の決議を経て、本会に委員会等を設置することができる。
２ 委員会等の活動に関する規定は細則に定める。

第５章 資産、会計事務局

（経費）
第２４条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

（会計年度）
第２５条 本会の会計年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

（帳簿）
第２６条 本会は、次の帳簿を備え付ける。
(1) 会員名簿
(2) 金銭出納簿
(3) 会費、寄付金等収入簿
(4) その他必要な帳簿、書類等

（決算）
第２７条 会長は、毎会計年度終了後に次の書類を作成し、理事会の議を経て、監事の監査を受け、通常総会に提出しなければならない。
⑴ 活動報告書
⑵ 収支決算書
⑶ 剰余金処分案又は欠損金処分案

（予算）
第２８条 会長は、次年度に係わる次の書類を作成し、理事会の議を経て、通常総会に提出しなければならない。
⑴ 活動計画書
⑵ 収支予算書

（事務局）
第２９条 本会の事務処理のため、事務局を総務委員会の中に置く。

第６章 会則の変更と解散

（会則変更）
第３０条 この会則の変更は、会員からの変更提案を受け、理事会の議を経て総会の決議により決定する。

（解散）
第３１条 本会は、理事会の議を経て総会の決議により解散することができる。
２ 解散時に剰余金及び残余資産があるときは、これを本学に寄付する。

第７章 補 則

（細則）
第３２条 この会則に必要な細則は、理事会において定める。

第８章 附 則

~~１ この会則は、本会設立の日（平成１５年９月２０日）から施行する。~~
~~２ この会則は、平成３０年６月３０日から施行する。~~
~~３ この会則は、２０１９年６月１日から施行する。~~
４ この会則は ２０２０年６月２７日から施行する。